

露店等で火気使用器具を使用する際は、 消火器の設置及び消防署へ届出が必要です！！

平成26年8月1日から

■ 消火器の設置について

多数の者が集合する催し(※1)で対象火気使用器具等(注)を使用する場合には、屋内外を問わず、**消火器の設置**が必要です。

※1 一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、花火大会等一定の社会的広がりを持つものを指すものであり、集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合(近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど)は対象外であること。

① 使用する対象火気器具等に適応した消火器(※2)を設置してください。

※2 ABC粉末消火器は、普通火災、油火災、電気火災の全てに適応していますので、当該設置を推奨します。なお、住宅用消火器やエアゾール式簡易消火具は、規格省令に規定する消火器と同等の消火性能を有しないため設置できません。

② 消火器は、対象火気器具ごとに1本以上ずつ設置してください。ただし、同一店舗等(複数の店舗にまたがる場合も含む。)で使用に支障がなく、初期消火を有効に行うことができる場合は、当該消火器を兼用することができます。

(注) 対象火気器具とは??

(注) 対象火気器具等とは、火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具のことです。

例：ガスグリル、コンロ、フライヤー、電熱器、炭火焼き鳥器、蒸し器、石油ストーブ、電気ストーブ、発電機等



■ 露店の開設届出について

多数の者が集合する催し(※1)で対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、届出書に会場レイアウト、消火器の設置位置等の図面を添付して、**概ね7日前**までに消防署への届出が必要です。

届出様式は、上球磨消防組合ホームページ (<http://www.union.kamikuma-fire.lg.jp/>) からダウンロードできます。



◎ 詳細については、消防署へお問合せください。

【問い合わせ先】 ○ 上球磨消防本部 予防課 TEL0966-42-3184(直通)